

炭品種を一率に処理することの不合理をさけるため、名柄別にカロリーおよび使用効率等を参しゃくして各炭名ごとに換算率を設定実数量に乗じて換算石炭量を算定し、正確な運転成績の検討に資することとするものである。(一条幸夫)

うんゆいいかい 運輸委員会 運輸省の所管に属する議案(決議案を含む)・請願・陳情書等を審査するため設けられた衆参各議院の常任委員会の1つ。国会法(昭和22年法律第79号)第40条にもとづいており、衆参各議員をもって構成し、それぞれ衆議院運輸委員会および参議院運輸委員会と呼ばれる。

運輸委員は他の常任委員と同じく国会の会期初めに議院において選任するものであって、議員としての任期中その委員の職につくものである(国会法42条)。委員の定数は衆議院規則および参議院規則によって衆議院30名、参議院20名と定められており、その選任にあたっては衆参両院で政党各派の所属議員数の比率により各派に割当てるものであるが、その決定・変更については議長が議院運営委員会の議を経てこれを行う(国会法第46条)。各議員は少なくとも1箇の常任委員となることになっているが、議長・副議長・内閣総理大臣その他の国务大臣・内閣官房長官・内閣官房副長官および政務次官はその割当てられた常任委員を辞することができる(国会法第42条)。

運輸委員長は他の常任委員長と同じく各委員の中から選挙されるものであるが、その解任は各議院の議決を要することになっている(国会法第25・30条の2)。

運輸委員会の審査は国会開期中にかぎり付託された事件を審査するものであるが、とくに必要があるときは議院の議決を経て閉会中もなお審査することができる。委員会の定足数は委員の半数以上とし、議事は出席議員の過半数で議決する。委員会の経過および結果は議院に報告せねばならないことになっている。(小倉三郎)

うんゆきょうてい 運輸協定 2以上の運輸事業者が直通運輸・運賃協定あるいは設備の共用など運輸に関する事項について、合意の上とりきめたことをいう。

1 内 容 運輸協定はつぎのように2種に分けることができる。(1) 各種交通機関が競争関係を生じ、その競争を継続するときは相互に大きな不利益を招くおそれがある場合がある。このような場合に、交通機関が相互の競争を止めるために、営業範囲、運賃、取扱方法その他営業上における協定をなすことがある。(2) 同種あるいは異種の交通機関が旅客および荷主の利便をはかるため、相互に運輸営業範囲・運賃料金あるいは直通運輸その他の取扱に関する連絡協調をはかるため種々の協定をする場合がある。以上両者ともこれを運輸協定と呼ぶことができる。

2 性 質 運輸協定は事業者間の債権契約である。したがってその具体的取りきめは当事者間の自由意思によるのを原則とする。運輸事業の管理の受委託・事業用施設および車両・船舶などの貸渡契約は、ここでいう運輸協定には含まれない。

運輸協定は事業者間の企業利益保全あるいは旅客荷主の便利のために役立つとともに、一面その影響は私的独占あるいは不正取引制限を形成することがある。しかし運輸事業の協定は公共の利便を増進し、公共の福祉にそう場合が多いから主務官庁の命令または認可によって、あるいは届出をして正当にこれを行う場合は、[私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)](以下、独禁法という)の適用を除外される(独禁法第22条・昭和22年法律第138号私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律第1条・航空法第110条・道路運送法第21条・海上運送法第28

条)。しかし協定の実行手段として不公正な取引方法を用い、または取引分野を実質的に制限し、不当に運賃または料金を引上げることとなる場合は独禁法が適用される(航空法第111条但書・海上運送法第29条但書)。

3 法制上の取扱

(1) 鉄道・軌道事業の事業者は、陸運局長に届出て自由に協定することができる。この場合独禁法などの許容する範囲にかぎられることはもちろんである(地方鉄道法施行規則第48条の2・軌道法施行規則第27条第2項)。また主務大臣(地方鉄道にあっては運輸大臣、軌道にあっては運輸大臣および建設大臣)は公益上必要と認めるときは、事業者に対し他陸上交通事業者と運輸協定の締結を命ずることができる(地方鉄道法第25条・軌道法第26条・陸上交通事業調整法第3条)。

(2) 自動車運送事業の事業者は運輸大臣の認可を受けて、他の自動車運送事業者または通運事業者と協定を締結できる(道路運送法第20条)。また運輸大臣は、その事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、他の自動車運送事業者または通運事業者と協定を締結することを事業者に命ずることができる(道路運送法第33条第1項4号)。

(3) 船舶運航事業者は他の同種の事業者と、つぎの事項を内容としない運賃料金その他の運送条件・航路・配船などを内容とする協定を、あらかじめ運輸大臣に届出て締結することができる(海上運送法第28・29条)。

ア 運賃のべもどしにより荷主を拘束すること

イ 競争抑圧の目的のみのために船舶を使用すること

ウ 荷主が、協定に参加していない船舶運航事業者に荷物を運送させたことを理由として、その荷主の荷物の運送を拒絶し、制限し、そのほか差別的取扱をすること

(4) 定期航空事業者は運輸大臣の認可を受けて協定を締結することができる(航空法第110条)。

4 国際間の協定 1923年ベルンで締結されたベルン協約がある。→ベルン協約。運賃協定。(岡田 稔)

うんゆく 運輸区 国鉄の鉄道管理局の現業機関。いわゆる閑散線区の経営合理化をはかるため、従来の画一的な経営方式を改め、その対象線区の経営管理を担当する機関として設けられたものである。昭和29・9に千葉鉄道管理局管内の大原(木原線担当)と木更津(久留里線担当)に初めて設置され、ついで翌年の1月に金沢鉄道管理局管内の城川原(富山港線担当、富山運輸区と称する)に設置され現在はこの3箇所のみである。その対象線区のもつ性格の相違によりそれぞれ特色をもっており、その担当業務もまた異なっている。すなわち木更津運輸区では旅客・荷物および貨物の輸送ならびに列車運転の管理に関する業務(列車乗務員の運用を含む)を、大原運輸区ではこれらの業務のほかレールバス(付帯施設を含む)の保守および管理ならびにレールバスの運用を、富山運輸区では旅客・荷物および貨物の輸送、電車(機関車を含む)および乗務員の運用、電車の運転・整備・検査および修繕、電灯・電力設備の保守および施工ならびに変電設備の運転および取扱を担当している。

線内の各駅はすべて運輸区に所属させ、駅員配置駅でも駅長を置いていない。したがってこれらの駅の長に当るものとして運輸区助役を駐在させている。なお富山運輸区では駅のほか機関区の支区・変電区・電力区の配電分区をも所属させ、職場として駅・電車庫・変電所および電力分区を置き、これらの職場の責任者として運輸区助役を駐在させている。

運輸区は試行的に設置されたものではあるが、組織上他の現業機関とならんと変るところはない。ただ他の現業機関が国鉄事